兵庫県下商工会議所会員企業向け総合型確定拠出年金制度

「商工会議所ひょうごDCプラン」のご案内



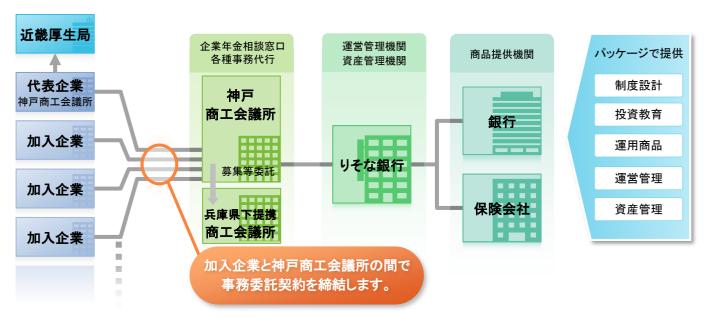


「商工会議所ひょうごDCプラン」の概要

「商工会議所ひょうごDCプラン」は、会員企業向けサービスをさらに充実するために、神戸商工会議所とりそな銀行が共同開発した総合型確定拠出年金制度です。

対象は、兵庫県下の中堅・中小企業(兵庫県下の商工会議所※会員企業)です。

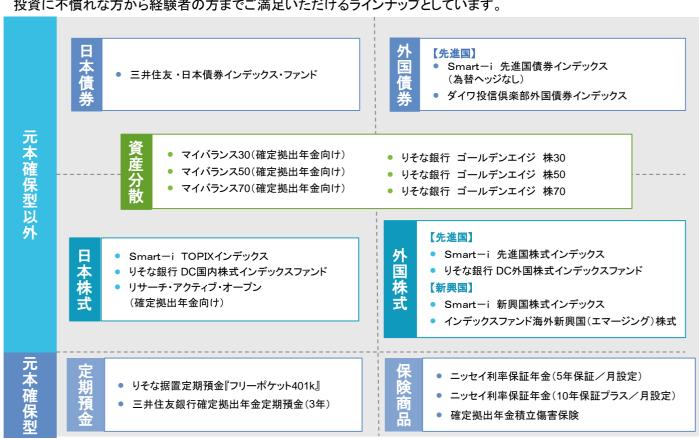
※2023年4月1日現在、以下の商工会議所が「商工会議所ひょうごDCプラン」に参加しております。 神戸、明石、尼崎、伊丹、加古川、加西、高砂、西宮、姫路の各商工会議所



- ※ 運営管理業務の内、記録関連業務は「JIS&T社(日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー社)」に再委託します。
- ※ 資産管理業務の一部を「CBJ 社(日本カストディ銀行)」に再信託します。

充実の商品ラインナップ

基本的な運用商品カテゴリー(定期預金、保険商品及び各アセットクラスの投資信託・年金投資基金信託*)を揃え、 投資に不慣れな方から経験者の方までご満足いただけるラインナップとしています。



こんなニーズやお悩みはありませんか?

福利厚生の充実を図りたい

ニーズ

退職金制度の新設・見直しが必要だ

DCを持つ中途採用者への対応は… 従業員のライフプラン組立てのサポートには…

「商工会議所ひょうごDCプラン」は様々な企業ニーズにお応えできます

兵庫県下提携商工会議所会員企業限定のDCプラン!

DCプランを導入する際に負担となる3要素(コスト・導入・運営)の軽減を図り、各企業にマッチしたDCプランの導入が可能です。

■ 年間のコスト負担

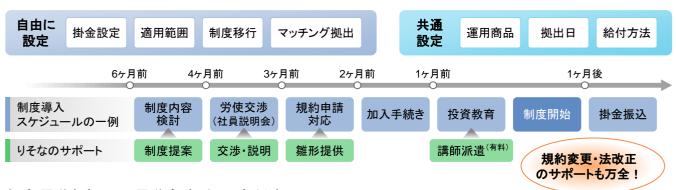
加入者	導入一時金(税別) 初年度のみ	制度維持費用(税別) 毎年度の費用		
50名の場合	約 12 万円	約 24 万円		
100名の場合	約18万円	約45万円		

※ 別途、資産管理手数料(加入者1人当り年間1,200円(税別))及び投資教育費用がかかります。



■ 制度導入負担 ~制度設計·労使交渉·規約申請~

経験豊富なりそな銀行のコンサルタントが各企業にマッチしたDC制度の導入をサポートします。



■制度運営負担 ~運営事務·加入者対応~

神戸商工会議所が加入企業の各種事務を代行しますので、安定した制度運営が望めます。加入者は、りそな銀行の一般型プランと同等の加入者サービスを享受できます。

加入者サービス

コールセンター

パソコン

スマートフォン

テキスト(有料)※

継続教育メニュー(有料)

※ すぐわかる・よくわかるチャネルには無料の教材をご準備しております。(https://www.resona-tb.co.jp/401k/pop/channel/)

加入を希望される企業の皆様は、以下の事項を必ずご確認ください

※原則として従業員数(加入者)50名以上の企業が対象となります。

- 確定拠出年金の給付金は、加入者が60歳になるまで原則 受取れません。(脱退一時金の要件に該当する場合を除く)
- 60歳時点の通算加入者等期間が10年に満たない加入者は、 受給開始年齢が最長65歳まで延長されます。
- 60歳以降に初めてDC加入者となった場合の受取開始時期は、 加入から5年経過後となります。
- 事業主は、従業員に対し確定拠出年金導入の周知徹底と、加入 者への継続的な投資教育義務が課せられます。
- 勤続3年以上の加入者に対し、理由の如何にかかわらず事業主 掛金の返還を求めることはできません。
- 各種データ及び掛金の納付等は全加入企業に影響を及ぼすため、 必ず期日までに対応ください。

「商工会議所ひょうごDCプラン」 についてのお問合せは・・・

神戸商工会議所 会員事業部 会員事業チーム TEL 078(303)5809 りそな銀行 信託年金営業部 確定拠出年金担当 TEL 06(6268)1342

:0: !!!

りそな銀行の確定拠出年金ホームページはこちら

https://www.resonabank.co.jp/nenkin/dc/

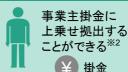
- 本資料は「商工会議所ひょうごDCプランく規約名:商工会議所ひょうごDCプラン企業型年金規約>」の概要をご紹介するものであり、 各金融商品を勧誘するものではありません。詳細については、上記りそな銀行信託年金営業部までお問合せください。
- 本資料は、2023年3月現在の制度・法令に基づき作成しているため、記載内容に変更が生じる場合がございます。

企業型確定拠出年金制度のポイント

■ 企業型確定拠出年金ってどんな制度?

公的年金を補完する役割を担うのが「確定拠出年金(DC)」です。 会社が毎月払込む掛金(加入者が上乗せ拠出することも可)を自己責任で運用し、その運用収益(損失)の 合計額を、60歳以降に年金または一時金として受取れます。

掛金累計を 上回る 従業員(加入者) 運用成果によって 企業 60歳から ¥ 受取額が変わる 受給開始※3 加入者毎に予め 加入者が自ら 受取方法を 決められた金額 投資配分を決めて 選択! を拠出する^{※1} 運用 掛金累計を 年金 掛金 下回る 一時金 年金 + 一時金 ¥ ¥ 従業員(加入者) 税制上のメリット 預貯金 保険商品 投資信託 があります



- ※1 確定拠出年金の掛金月額には上限(拠出限度額)があります。
- ※2 加入者掛金額は事業主掛金額との合算額が拠出限度額を超えないこと及び事業主掛金額を超えない ことが求められます。
- ※3 通算加入者等期間に応じて受給開始年齢は最長65歳まで延長されます。 (60歳以降に初めてDC加入者となった場合の受取開始時期は、加入から5年経過後となります。)

マッチング拠出の仕組み

- マッチング拠出は、企業型DCにおいて会社負担の掛金(事業主掛金)に、従業員も掛金を上乗せできる仕組みです。
- 従業員が上乗せする掛金を「加入者掛金」といいます。
- 「加入者掛金」は給与天引で拠出でき、所得控除の対象(課税対象外)ですので、セカンドライフのための資金を無理なく 準備できます。
- iDeCoで掛金を拠出されている方は、マッチング拠出をすることができません。

《加入者掛金の制約》

- ① 加入者掛金は、事業主掛金の額を超えない範囲とされています。
- ② 事業主掛金及び加入者掛金の合計額は、法令上の拠出限度額を 超えない範囲とされています。



Point

- ① 非課税で運用するため、効率よく資産を形 成することができます。
- ②全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の 対象となるため、所得税や住民税の 負担 軽減効果が期待できます。
- ③ 原則60歳まで引き出せないため、当面の資 金需要に対する備えには適しません。

(加入者掛金額を0円とすることもできます)

■ 確定拠出年金のメリットって? 留意点は?

	企業のメリット		従業員のメリット	
導入 効果	モチヘ [・] ーション 人事 財務 税務	社員に安心感をもたらす福利厚生制度優秀な人材の確保キャッシュフローの平準化退職給付会計への影響を抑制掛金は全額損金算入	マッチング拠出税制優遇自己管理ポータビリティ	老後の資産形成の有効手段積立期間中の運用益は非課税受取時も各種所得控除の対象残高をリアルタイムで確認配分は自分の意思で自由に変更受取時まで自分の積立資産を持ち運ぶことができる
留意点	投資教育	確定拠出年金の投資教育義務化のご対応 社員向け投資教育の継続実施 (りそな銀行では、動画、資料配布、eラーニング、 YouTube動画配信等、様々な方法をご提案します)	受取り時	■ 運用により受取金額は変動■ 原則60歳以降に受取り開始